

## 沖縄市宿泊施設事業者支援補助金交付要綱

(令和4年8月1日決裁)

### (目的)

- 第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）拡大により、宿泊施設の経営に影響を受けた事業者に対し、事業継続のための沖縄市宿泊施設事業者支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要綱は、沖縄市補助金等交付規則（平成30年3月19日規則第11号、以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象施設)

- 第2条 補助金の交付対象となる施設（以下「交付対象施設」という。）は、令和4年6月30日時点において、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する沖縄県知事による営業の許可を受けた市内の宿泊施設とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設は、交付対象施設とすることができない。
- (1) 旅館業法第2条第4項の規定に該当する施設
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号から第6号に該当する施設、又は社会通念上、同法同条同項各号に該当すると市長が認める施設
  - (3) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に該当する施設

### (交付対象者)

- 第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 令和4年6月30日時点において、前条の規定に該当する施設を営む者
  - (2) 前号に規定する者より委任を受けた者
  - (3) 前条第1項に規定する施設について、今後も営業を継続する意思がある者
  - (4) 令和3年分の確定申告を行った者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としてすることができない。
- (1) 市税の滞納がある者（法人格を有しない団体の場合は、その代表者）。ただし、感染症による影響を受けたことが明らかなきときは、この限りでない。
  - (2) 個人又は法人の代表者が未成年者。ただし、民法第6条第1項に定める営業の

許可を有する場合はこの限りでない。

- (3) 個人又は法人の代表者が、成年被後見人若しくは被保佐人又は法令上これと同様に取り扱われている者
- (4) 個人又は法人の代表者が法律に違反し、刑の執行（執行猶予期間中も含む）を終えていない者
- (5) 沖縄市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 21 日条例第 15 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員

（補助金の対象、交付の条件及び補助金の額）

第 4 条 補助金の対象経費、交付の条件及び補助金の額は、別表 1 に定めるとおりとする。

2 前項の補助金の額について、合理的かつ効率的な算出方法により、予算の範囲内で減額することがある。

（交付の申請及び請求）

第 5 条 補助金の交付を申請及び請求しようとする交付対象者は、補助金交付申請書兼請求書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 売上比較表（様式第 2 号）
  - (2) 誓約書兼同意書（様式第 3 号）
  - (3) 旅館業許可を受けた者の身分証明書の写し
  - (4) 旅館業許可証の写し
  - (5) 客室数を確認できる公の資料の写し
  - (6) 令和 3 年分の確定申告書の写し
  - (7) 市税の滞納の無い証明書
  - (8) 交付申請者本人名義の振込先口座通帳の写し
  - (9) 委任状（様式第 4 号）（旅館業許可を受けた者と補助金申請者が異なる場合）
  - (10) 履行事項全部証明書（法人の場合）
  - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付の申請及び請求期間は、令和 4 年 8 月 10 日から令和 4 年 12 月 16 日までとする。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間を延長することができる。
- 3 交付の申請及び請求は、交付対象者 1 事業者につき 1 回限りとする。

（交付の決定及び額の確定）

第 6 条 市長は、前条の申請及び請求があったときは、当該申請及び請求に係る書類を審査し、必要に応じて調査を行う。

- 2 市長は、補助金の交付の申請及び請求があった交付対象者の書類に不備があるときは、必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに交付の決定及び額を確定し、補助金交付決定兼額確定通知書（様式第5号）により交付対象者に通知する。
- 4 市長は、前項の規定により補助金の交付を不適当と認めるときは、補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

#### （交付の方法）

第7条 市長は、前条の規定により交付の決定及び額の確定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が指定した金融機関へ口座振込により補助金を交付する。

#### （交付の決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。
  - (3) この要綱その他法令等の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項により交付決定を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により交付決定者に通知する。

#### （調査報告）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し補助金交付調査書（様式第8号）により必要な報告を求め、又は調査することができる。

- 2 交付決定者は、市長から調査及び報告を求められたときは、その指示に従い市長へ補助金交付調査報告書（様式第9号）を提出しなければならない。

#### （補助金の返還）

第10条 市長は、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合は、補助金返還請求書（様式第10号）により既に交付した補助金の全部又は一部について交付決定者に返還を求めるものとする。

- 2 交付決定者は、前項に規定する通知を受けたときは、市長が定める期限までに返還しなければならない。

(違約金及び延納利息)

第 11 条 市長は、第 8 条第 1 項の規定による取消しをした場合において、前条の規定により補助金等の返還を求めたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 19 条第 1 項に定める利率の割合で計算した違約金を請求することができる。

2 市長は、交付決定者が補助金を返還すべき期限までに納付しなかった場合は、納期限（前条の期限をいう。）の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 19 条第 2 項に定める利率の割合で計算した延納利息を交付決定者へ請求することができる。

3 前項の規定により、延納利息を納付しなければならない場合において、返還を求められた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延納利息の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第 12 条 交付決定者は、当該補助金の交付に係る第 5 条に規定する書類を備え、5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行し、令和 4 年 8 月 10 日から適用する。

別表（第 4 条関係）

別表 1

対象経費	交付の条件	補助金の額
第 2 条に定める交付対象 施設（旅館、ホテル、簡易 宿所）の部屋	客室数が 1 室から 10 室まで	100,000 円
	客室数が 11 室から 300 室まで	客室数×10,000 円
	客室数が 301 室以上	上限額 3,000,000 円